

改正

平成28年12月19日告示第68号

令和3年3月1日告示第20号

矢吹町まちづくり団体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢吹町と町民とが築く「協働のまちづくり」を普及推進し、個性的で魅力ある地域社会の実現を図るため、町民活動団体（町内を活動の範囲とする団体等。以下「まちづくり団体」という。）が自らの企画提案により行う公共性公益性の高いまちづくり活動に要する経費について、当該団体等に対し、予算の範囲内においてまちづくり団体支援事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては矢吹町補助金等の交付に関する規則（昭和52年矢吹町規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす団体であって、自らの提案によるまちづくり事業を行うものとする。

- (1) 町内に活動拠点を有する団体であること。
- (2) 5人以上の会員で構成される団体（構成員が法人である場合を含む。）であること。ただし、町内在住者が会員の総数の2分の1以上である団体に限る。
- (3) 組織の運営に関する規約等があること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自由なテーマで提案するアイデア提案型協働事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町の全域又は一部の地域、若しくは矢吹町をPRする目的で町外において実施する公共性、公益性又は社会貢献的な事業であって、事業を提案するまちづくり団体が取り組むことにより地域課題又は社会的課題の解決が図られること。
- (2) 事業の実施により町民生活の満足度が高まり、具体的な効果及び成果が期待できること。
- (3) 先進性、先駆性等の工夫及びアイデアがあり、新しい取り組みであること。
- (4) 事業を提案するまちづくり団体が、事業を実施することが可能であること。
- (5) 事業を提案するまちづくり団体の自立性及び事業の継続性を有すること。
- (6) 団体の事業計画、予算等が適正であること。

2 前項に規定する事業の種類については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町民等が地域課題の解決のために提案するもの（以下「まちづくり実践コース」という。）
- (2) 地域課題の解決に向けた活動を始めて間もない、又は始めようとする団体が町に対し自ら取り組む事業への支援を提案するもの（以下「スタートアップ支援コース」という。）

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は補助対象事業としない。

- (1) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (2) 他の助成制度に基づき、補助を受けている事業
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) その他町長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費については補助対象経費としない。

- (1) 人件費
- (2) 団体運営に必要とされる経費（電話、ファックス、インターネットに関する通信料、事務機器等に関する使用料及び会議又は親睦に要する経費）
- (3) 物品購入費
- (4) 宿泊を伴う研修費
- (5) 食糧費

- (6) 交通費（講師派遣など事業実施に必要とされるものを除く。）
- (7) 消耗品費（消耗品費の総額が2万円を超えないものを除く。）
- (8) その他町長が適当でないとする経費
（補助金額等）

第5条 補助金の額は、別表に定める事業の区分に応じて支給する限度額を定めるものとする。ただし、町長が当該事業の内容が極めて公共性公益性が高く、予算の範囲を超えて補助金を交付することが適当であると認めた場合は、この限りではない。

2 補助の回数は、別表に定める事業の区分に応じて補助回数の上限を定めるものとし、毎年度申請に基づく審査により決定する。
（企画提案書の募集）

第6条 補助金の交付対象として採択を受けようとする補助対象団体（以下「事業提案団体」という。）は、募集期間内に次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) まちづくり団体支援事業企画提案書兼補助金申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 事業提案団体の運営に関する規約等
- (5) 事業提案団体の会員名簿
- (6) その他町長が必要と認める書類
（審査及び審査基準）

第7条 町長は、事業提案団体により提案された事業の選考を、次に掲げる審査基準により行い、補助対象事業の可否を決定し、事業提案団体に通知するものとする。

- (1) 公共性、公益性又は社会貢献性があること。
- (2) 先進性、独創性があること。
- (3) 事業計画書及び収支予算書に現実性があること。
- (4) 矢吹町まちづくり団体支援事業補助金以外の資金確保に努めていること。
- (5) 町のまちづくりに対する効果が明確であること。
- (6) 新たな展開が期待できること。

（補助金の交付等）

第8条 補助対象事業の決定を受けた事業提案団体（以下「補助決定団体」という。）における補助金の交付、実績報告及び確定等並びに事業変更及び廃止の手続については、次項以下で定めるもののほか、矢吹町補助金交付要綱（昭和53年矢吹町告示第23号）の規定を準用する。

2 当該事業が完了した後、補助対象団体が補助金を請求するときは、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付請求書（第4号様式）
- (2) 補助事業実績報告書（第5号様式）
- (3) 補助事業収支決算報告書（第6号様式）
- (4) 事業実績書（第7号様式）
- (5) 収支精算書（第8号様式）
- (6) その他町長が必要と認めるもの

3 交付対象者が交付金の前金払い又は概算払いを請求するときは、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付請求書（様式第4号）
- (2) その他町長が必要と認めるもの
（その他）

第9条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月19日告示第68号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に決定を受けた補助対象事業について適用する。なお、施行の日以前に決定を受けた補助対象事業であり、施行の日以後に再度決定を受けた同一事業は、別表中「同一事業最大補助回数」について、施行の日以前の補助回数を施行の日以後の補助回数とみなし、同表中「補助金額上限」について、平成29年度は1年目の補助金上限の金額とする。

附 則 (令和3年3月1日告示第20号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

分類	区分	補助金額上限	補助率	同一事業最大補助回数
アイデア提案型協働事業	スタートアップ支援コース	5万円	補助対象経費の10/10	2回
	まちづくり実践コース	1年目 30万円	補助対象経費の9/10	3回
		2年目 28万円		
	3年目 25万円			

まちづくり団体支援事業企画提案書兼補助金申請書

年 月 日

矢吹町長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名

提案事業名					(年目)	
申請区分 (丸で囲む)	1 スタートアップ支援コース 2 まちづくり実践コース					
実施体制 (丸で囲む)	1 団体単独による開催		2 他の団体等との共催			
事業実施期	年 月 日 から		年 月 日 まで			
提案の趣旨	(事業の目的、解決しようとしている課題等)					
事業内容						
事業実施における具体的目標	(公共性、公益性又は社会貢献性を踏まえた数値目標、状態目標)					
補助交付申請額	金 円					
事業に要す経費	事業費総額		円		補助対象内訳	
	上記内訳	補助対象事業費	円			1 定額
		補助対象外事業費	円			2 定率 %
					3 その他 %	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 団体規約		4 団体名簿 5			

事 業 計 画 書

月	内 容	備 考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

収 支 予 算 書

収 入

	区 分	予算額	前年度 実績額	内 訳
自己 資金 等				
補助金申請額				
収入合計				

支 出

	区 分	予算額	前年度 実績額	内 訳
補 助 対 象 経 費				
		補助対象 経費計		
補 助 対 象 外 経 費				
		補助対象外 経費計		
支 出 合 計				
添付書類				

矢吹町長 様

住所又は
所在地
名称及び
氏 名 印

精算払
補助金交付 概算払 請 求 書
前金払

年 月 日付け矢吹町指令 第 号で交付決定のあった (矢吹町まちづくり団体支援事業) 補助金については、下記により交付されたく請求いたします。

記

1 精算払のとき（事業完了後）

補助金交付決定額														
請 求 額														

2 概算払（実績書添付） 前金払（ 添付）

補助金交付決定額 A	円	既受領額（B欄）の内訳		
		回	月 日	金 額
補助金既受領額 B	円	前 金 第1回	. .	
今回請求額 C	円	第2回	. .	
残高(A-(B+C))D	円	第3回	. .	

矢吹町長 様

	住所又は 所在地
補助事業者	名称又は 氏名等

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年度において、矢吹町まちづくり団体支援事業を完了したので下記のとおり報告します。

記

事業名									
補助金額									
事業に要した経費	補助事業費総額				円		1. 定額		
	上内 記 の訳	補助対象事業費			円		2. 定率		
		補助対象外事業費			円		3. その他		
実施した事業の概要									
事業実施期間	年 月 日				～		年 月 日		
事業場所									
添付書類	1. 事業実績書 2. 収支精算書								

矢吹町長 様

住所又は
所在地
補助事業者 名称又は
氏名等

補 助 事 業 収 支 決 算 報 告 書

下記事業の収支決算を、別紙のとおり報告します。

記

補 助 事 業 名	
-----------	--

事業実績書

（ 年 月 日 現在）

事業名				
事業種目 (項 目)	負担区分		総事業費 (A + B)	左の経費算出の基礎
	町補助金	その他		
	(A) 円	(B) 円	(C) 円	
合 計				
総事業費 の内訳	補助対象事業費			
	補助対象外事業費			
添付 書類				

収 支 精 算 書

1 収 入

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較		備 考
			差 額	伸び率	
	(A) 円	(B) 円	(A-B)	(C)円	C/B %
合 計					

2 支 出

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	比 較		備 考
			差 額	伸び率	
	(A) 円	(B) 円	(A-B) (C)円	C/B	
計					
計 の 内 訳	補助対象事業費				
	補助対象外事業費				